

臨時会の召集権を議長に付与することを求める意見書を国へ提出

現行の地方自治法においては、議会の召集権は首長（本町では町長）にあり、一定の要件のもとにおける臨時会召集の請求権だけが議長及び議員にあるのみで、地方自治の本旨からして十分とはいえない。速やかな地方自治法の改正を求めるため、左記の事項を国へ提出しました。

記

- 1 議長が臨時会を招集する必要があると認められた時は、その召集権を議長に付与すること。
- 2 議会及び議員が議会の召集を請求した後、20日を超えても首長が議会を召集しない場合は、議長に議会の召集権を付与すること。

条例改正

- ・ 本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
職員の配偶者が育児休業をしている場合でも、当該職員が育児休業を取得することができること等、地方公務員法の一部改正に伴う条例の改正。
- ・ 本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
地方公務員法の育児休業、介護休業等育児、または家族介護などの一部改正に伴う、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正。

21年度 決算審査はじまる

平成21年度一般会計及び特別会計の決算審査が10月15日より始まりました。12月定例会までの閉会中の特定審査案件として、収入の確保、適正な支出、各事業の効果等について審査を行います。一般会計については、決算審査特別委員会委員（10名）が選任されました。

●決算審査特別委員

委員長	鮫島春男			
副委員長	中倉広文			
委員	小野光夫	上原正一	中山美幸	坂元正春
	岩田秀一	宮本昭一	神崎文男	諸木悦朗

県外 事務調査 集落営農と議会基本条例を学ぶ

10月6日から8日にかけて、県外事務調査を行いました。一日目は佐賀県にある中村集落営農組合の集落営農の取り組みについて研修。

この営農組合は、昭和51年に地区の圃場整備が終了し、ライスセンターが設置されたのをきっかけに、集落の機械利用組合を設立し、平成18年8月に集落33戸全戸加入による中村集落営農組合を設立し、水田作物のコスト低減化を図っています。現在、20名のオペレーター・補助員を抱えており、3年後の法人化に向けて更なる共同作業体系を構築中とのことでした。

翌日は、福岡県の川崎町議会において、本年6月に制定された議会基本条例についての研修を行いました。議会基本条例とは、議会の機能を十分に果たすため、住民と議会との関係、執行部と議会との関係を明確にし、議会の活性化や議員の質の向上を目的に、現在では、全国で百数十自治体が制定しております。川崎町議会での議会基本条例の制定に至る経緯・概要・成果について意見交換をしました。